

行田富士見工業団地 拡張地区産業団地

分譲案内

令和5年3月



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン

埼玉県企業局地域整備課

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/bunjo.html>

目 次

目次	1
団地位置図、団地周辺図	2
団地の概要	3
土地利用計画図、分譲面積・参考価額	4
分譲スケジュール	5
申込み資格・申込み方法等	6
分譲の条件	9
工場等の立地に関する条件等	12

<参考資料>

1 地盤の状況	21
2 環境に関する法令	24
3 融資制度	26
4 補助制度	27
5 税制度	28
6 関係機関一覧表	29

※ 工業用地譲受申込書は、地域整備課ホームページからダウンロードしてください。

団地位置図



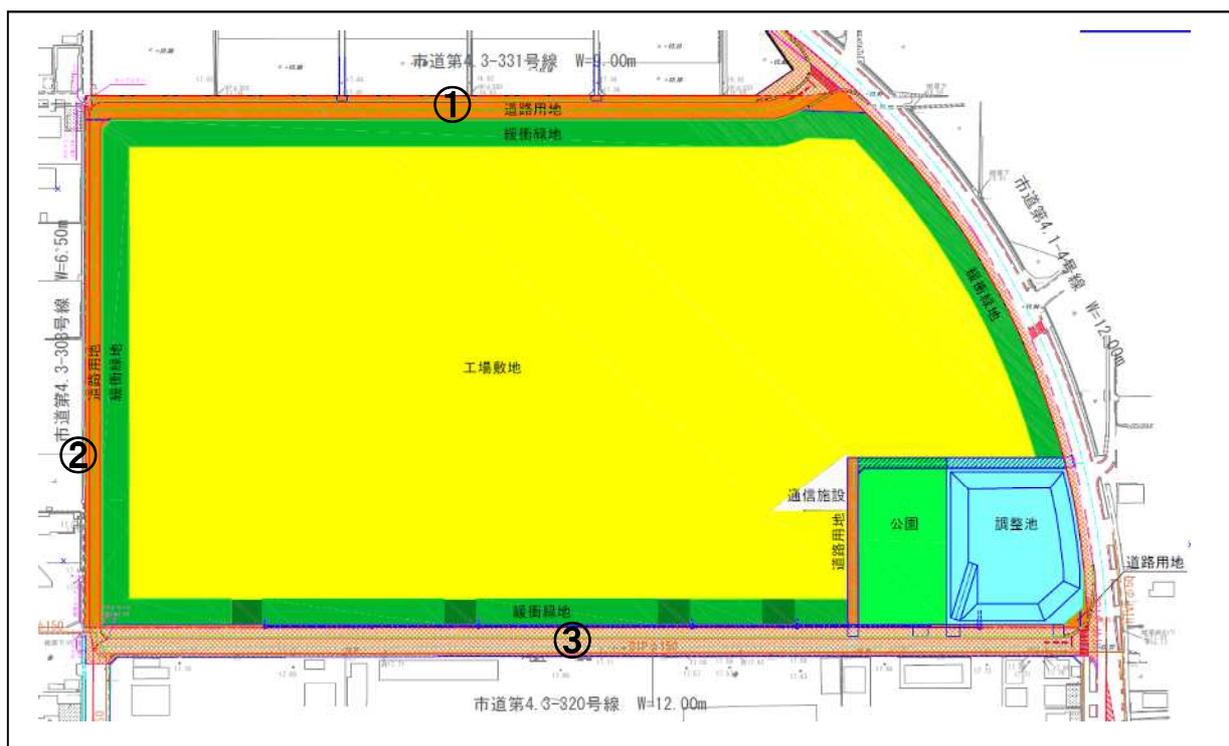
団地周辺図



団地の概要

団 地 名	行田富士見工業団地拡張地区産業団地 ※団地名は、変更になることがあります。
団 地 総 面 積	約 70,250 m ²
分 譲 面 積	約 60,170 m ²
分 譲 区 画 ・ 面 積	1 区画 約 60,170 m ² ※ 分譲地全てを 1 区画として分譲します。
所 在 地	行田市大字若小玉地内
道 路 網	東北道羽生 I C から約 9km
鉄 道	秩父鉄道行田市駅から約 3 km
地 区 内 区 画 道 路	① 市道 4・3・331 号線…全幅 9m ② 市道 4・3・308 号線…全幅 6.5m ③ 市道 4・3・320 号線…全幅 12m (地区外)
上 水 道	行田市が供給します。
工 業 用 水 道	工業用水道の供給はありません。
雨 水 排 水	宅内ますから調整池へ放流後、流量調整を行い、地区外に放流します。
汚 水 排 水	公共下水道に接続してください。
地 形 ・ 地 質	地形…利根川中流域の右岸に広く発達する加須低地に位置しています。 地質…事前のボーリング調査による地層想定断面図 (21~23 ページ) をご覧ください。

土地利用計画図



《土地利用計画》

■分譲地… 約 60,170 m² (うち緩衝緑地面積約 8,830 m²)

■道路幅員

- ① 市道 4・3・331 号線…全幅 9m
- ② 市道 4・3・308 号線…全幅 6.5m
- ③ 市道 4・3・320 号線…全幅 12m (地区外)

分譲面積・価額

分譲面積(うち緩衝緑地)(m ²)※概算	分譲単価(円/m ²)	分譲価額(円)※概算
60,170 (8,830)	39,000	2,346,630,000

※1 分譲面積及び分譲価額は概算です。土地売買契約はこの分譲面積及び分譲価額で締結しますが、土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積に分譲単価を乗じた金額で変更契約を締結します。

※2 地番は確定測量後、合筆・分筆登記を経て決定します。

※3 埋蔵文化財の包蔵地のため、以下の点に御留意の上、お申込みください。

- ① 行田市教育委員会教育部文化財保護課と事前協議が必要です。
- ② 工場等の建設に当たっては、発掘調査が必要となります。
- ③ 発掘調査の費用は、立地企業の負担となります。
- ④ 発掘調査に要する期間を考慮してください。
- ⑤ 発掘調査が必要となるため、埼玉県企業局では大規模な盛土は実施しません。

分譲スケジュール

1 申込み受付期間	令和5年3月10日(金)から 令和5年4月末日まで(土・日・祝日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで ※ 4月末日までに申込がない場合は、継続して募集を行います。(※切：各月末日)
2 譲渡企業の決定	申込み受付期間中に提出された申込書は一括して審査を行い、 譲渡企業を決定します。
3 契約説明会	譲渡企業あて、別途御案内いたします。
4 土地売買契約の締結	令和5年度を予定 ※ 土地代金の10%(契約保証金5%・手付金5%)をお支払いいただきます。
5 土地引渡し	令和6年度末(令和7年3月末)を予定 ※ 残金をお支払いいただいた後、土地の引渡しを行います。 ※ 工事の進捗等により土地のお引渡しが遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

申込み資格・申込み方法等

1 分譲対象企業

申込みできる企業は、次に掲げる要件をすべて備えた企業とします。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する企業
 - ア 分譲用地において、製造業、運輸業（倉庫業のみを行う場合を除く。）又は卸売業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）を建設し、操業する企業
 - イ 分譲用地において、工場等を建設し、賃貸等によって他者に提供する企業
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する企業
- (3) 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業
- (4) 税込及び雇用の面で地元へ貢献できる企業
- (5) 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない（過去10年以内に埼玉県に損害を与えた（係争中を含む）ことがないなど）企業
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業
- (7) 「埼玉県暴力団排除条例」を遵守する企業

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、御注意ください。

2 申込み受付

4 ページに記載している土地利用計画図及び分譲面積・参考価額を確認の上、お申し込みください。

受付期間	令和5年3月10日(金)から令和5年4月末日まで (土・日・祝日を除く。) ※ 4月末日までに申込がない場合は、継続して募集を行います。 (※切：各月末日)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	埼玉県企業局地域整備課 [埼玉県庁内 職員会館4階] 住所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 電話 048-830-7123 (契約関係) 048-830-7132 (造成関係)

3 申込みに必要な書類

必 要 書 類	部数
(1) 工業用地譲受申込書（様式ア：自己操業用、様式イ：リース用） ※ 申込書様式はホームページからダウンロードしてください。	1部
(2) 役員等の届出書	1部
(3) 会社の定款	1部
(4) 商業登記簿謄本	1部
(5) 印鑑証明	1部
(6) 最近2年間の決算報告書 ・ 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 ・ 個人事業にあつては、所得税の確定申告書の写し	1部
(7) 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書（その1納税額等証明用） ・ 納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間のうちに納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。 ・ 個人事業にあつては、所得税の納税証明書	1部
(8) 工場配置計画図 12ページの「工場等の立地に関する条件等」に則したもので、工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図でも可能	1部
(9) 会社概要（会社案内、会社組織図、製品カタログ等）	1部
(10) 製造（製品化）工程の写真	数枚

※1 必要書類は、(1)～(10)までの番号順にA4ファイルに穴を開けてとじ込みインデックスを添付してください。また、表紙及び背表紙には企業名を記入してください。

※2 様式イ：リース用で提出する場合は、リース先企業についても、(2)～(10)までの書類を提出してください。

4 審査項目

提出された「工業用地譲受申込書」により以下の内容を審査します。

- (1) 経営状況
- (2) 地域経済活性化に対する貢献度
- (3) 産業の高度化に対する効果
- (4) 建設する施設の広域性、拠点性
- (5) 事業効果の即効性
- (6) 建設する施設の規模
- (7) 埼玉県の施策の推進
 - 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組
 - 多様な働き方の実践
 - テレワークの実施
 - 埼玉県のエネルギー施策への貢献
- (8) 災害時の地域貢献への取組

分譲の条件

1 売買契約の締結	<p>概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。</p>
2 所有権移転等の禁止	<p>売買契約締結後10年間は、土地の所有権の移転（信託契約による移転を除く）、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、若しくはその他の権利（抵当権及び根抵当権を除く。）の設定を原則として禁止します。</p>
3 契約保証金	<p>契約締結時に保証金として土地代金の5%をお支払いいただきます。</p> <p>この契約保証金は、後記7の違約金等が生じた場合に充当します。なお、契約保証金には利子を付さないこととします。</p>
4 手付金	<p>前記3とは別に、契約締結時に手付金として土地代金の5%をお支払いいただきます。</p> <p>この手付金は、後記7の違約金等が生じた場合に充当します。なお、手付金には利子を付さないこととします。</p>
5 手付解除	<p>手付解除については、相手方が契約の履行に着手するまで、又は土地引渡日のいずれか先に到来するまでとし、下記によります。</p> <p>(1) 譲渡企業等は、前記4の手付金を放棄して契約を解除することができます。</p> <p>(2) 埼玉県企業局は、前記4の手付金の倍額を支払うことにより契約を解除することができます。</p> <p>※前記3の契約保証金は、譲渡企業等に契約上の義務の不履行がない限り返還します。</p>
6 契約違反等に対する措置	<p>役員等が暴力団員であると認められるときや当産業団地に建築できない建築物を建設したときなど、売買契約に違反し、埼玉県が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。</p>

7 違約金	<p>埼玉県企業局が前記6により契約を解除したときの違約金は下記によります。</p> <p>(1) 土地引渡し前に契約を解除した時は、前記3の契約保証金及び前記4の手付金を違約金として充当します。</p> <p>(2) 土地引渡し日以降に契約を解除した場合は、原則として土地代金の20%に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。</p>
8 確定測量の実施	<p>造成工事終了後、各区画の確定測量を行い、面積を確定します。この測量成果に基づき、各区画の地番、地積を登記します。</p>
9 変更契約の締結	<p>確定測量後の面積に当初契約時の土地単価を乗じた金額で変更契約を締結していただきます。</p> <p>変更契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。</p>
10 現場立会い	<p>土地引渡し前に現場立会いを行います。</p>
11 売買代金の納入	<p>土地引渡し時に土地代金(前記9で確定した金額から前記3の契約保証金及び前記4の手付金を差し引いた額)をお支払いいただきます。</p>
12 土地の引渡し	<p>令和6年度末(令和7年3月)を予定しています。</p> <p>前記11の売買代金の納入確認後、土地の引渡しを行います。</p> <p>所有権は引渡日に移転します。</p> <p>※土地の引渡し前に地盤調査のためのボーリングや、埋蔵文化財の発掘調査が可能な場合があります。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備課にお問い合わせください。</p>
13 所有権移転登記及び公租公課	<p>前記12の土地の引渡し後、速やかに埼玉県企業局が嘱託登記します。</p> <p>登記に要する登録免許税及び譲渡した土地に係る公租公課(不動産取得税、固定資産税等)は、譲渡企業等の負担となります。</p>
14 企業名の公表	<p>売買契約締結後、埼玉県企業局地域整備課のホームページで譲渡企業等の企業名を公表します。</p>

<p>15 その他説明事項</p>	<p>(1) 市街化区域です。工業地域で準防火地域に指定され、地区計画の定めがあります。</p> <p>(2) 暗渠排水の陶管等が残置されている可能性があります。また、盛土材料は、公共工事等による建設発生土を使用しており、直径10cm程度の玉石等が含まれている可能性があります。これらを取り除く場合は、譲渡企業等の負担により行ってください。</p> <p>(3) 建築物の建設工事にあたっては、地盤調査を十分に実施してください。</p> <p>(4) 埼玉県が負う契約不適合責任は、契約締結時に提示する分譲地の土地の状況に適合しない品質であり、その事実を譲渡企業等が知った日から1年以内（引渡し日以後2年間に限る）に県に通知したときに限ります。なお、自然由来の特定有害物質による土壌汚染は含みません。</p> <p>(5) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づく共同宣言をしていただきます。</p> <p>(6) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき埼玉県のSDGsプラットフォームの入会、SDGsパートナーの登録をしていただきます。</p> <p>(7) 荒川、利根川の浸水想定区域となります。 詳細は行田市のホームページで御確認ください。</p> <p>(8) 埋蔵文化財の包蔵地のため、以下の点に御留意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行田市教育委員会教育部文化財保護課と事前協議が必要です。 ② 工場等の建設に当たっては、発掘調査が必要となります。 ③ 発掘調査の費用は、譲渡企業の負担となります。 ④ 発掘調査に要する期間を考慮してください。 ⑤ 発掘調査が必要となるため埼玉県企業局では大規模な盛土は実施しません。
-------------------	---

工場等の立地に関する条件等

1 建築物等の制限

用途地域等	この産業団地は、市街化区域にあり、用途地域は工業地域と定められ、行田市により地区計画（若小玉地区地区計画）が定められています。また、準防火地域に指定されています。
都市計画法等の 手続	建築物を建築するときは、都市計画法に基づく手続き（「開発行為又は建築等に関する証明交付申請書」の提出）が必要となります。 詳しくは、行田市都市整備部建築開発課へお問い合わせください。
建築物等の用途 の制限	建築基準法による工業地域の用途制限に加え、地区計画による用途制限があります。工業地域の用途制限は、建築基準法第48条及び別表第2のとおりです。また、地区計画による建築物等の用途制限については、19ページの別表「若小玉地区地区計画 建築物等の用途の制限」のとおりです。 詳しくは、行田市都市整備部都市計画課又は建築確認の関係機関（行田市都市整備部建築開発課又は指定確認検査機関）へお問い合わせください。
建ぺい率・容積 率	都市計画において定められた建ぺい率は60%、容積率は200%です。建築基準法に基づき建ぺい率及び容積率の制限が適用されます。 詳しくは、行田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。
建築物の敷地面 積の最低限度	地区計画による建築物の敷地面積の最低限度が次のとおり定められています。 建築物の敷地面積の最低限度は3,000㎡です。 ただし、地区計画の決定告示日において、電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除きます。 詳しくは行田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。
建築物等の高さ の最高限度	地区計画による建築物等の高さの最高限度が次のとおり定められています。 1. 建築物等の高さの最高限度は31m以下とする。ただし、地区計画の決定告示日において、建築物等の高さの最高限度を超えるものは、その高さを最高限度とする。 2. 第1号の建築物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。 (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入する。 (2) 棟飾り、防火壁の屋上突出部、その他これらに類する屋上突出物は当該建築物の高さに算入する。

	<p>3. 第2号(1)、(2)に定める部分及び建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備(避雷針を除く。)の高さは5m以下とする。</p> <p>地区計画のほか、建築基準法に基づく道路斜線制限、隣地斜線制限、日影による中高層の建築物の高さ制限の適用があります。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部都市計画課又は建築確認の関係機関(行田市都市整備部建築開発課又は指定確認検査機関)へお問い合わせください。</p>
壁面の位置の制限	<p>地区計画による壁面の位置の制限が次のとおり定められています。</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、壁面後退線1号は15m以上、2号は16m以上、3号は12m以上、4号は18m以上とします。また、隣地境界線までの距離は2.0m以上としなければなりません。</p>
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>地区計画による壁面後退区域内における工作物の設置の制限が次のとおり定められています。</p> <p>壁面後退区域内には、建築物、施設、工作物(地下工作物を除く。)を設置してはいけません。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないもの 2. 電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物及び工作物、設備
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	適用はありません。
景観法	<p>建築物の新築等、工作物の新設等、屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等を行う場合は、埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例に基づき、景観形成基準の配慮に努める必要があります。</p> <p>ただし、建築物の新築等で、高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの(外観を変更することとなる修繕等については、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの)、工作物の新設等で、高さが15mを超えるもの(外観を変更することとなる修繕等については、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの)は、埼玉県景観計画に定める建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限等に適合させる必要があります、事前に景観法に基づく届出等を行う必</p>

	<p>要があります。</p> <p>詳しくは行田市都市整備部建築開発課へお問い合わせください。</p>
屋外広告物	<p>屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置に関して、設置場所、大きさ、高さ及び色彩等を規制しています。また、屋外広告物の設置の際は、事前に許可等の手続きが必要となる場合もあります。</p> <p>詳しくは、行田市建設部管理課へお問い合わせください。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>地区計画による垣又はさくの構造の制限が次のとおり定められています。</p> <p>道路境界に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能な金属フェンスとし、高さは前面道路の中心の高さから2.0m以下とし、基礎等の高さは0.5m以下とします。</p> <p>ただし、門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないものを除きます。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。</p>
河川法	<p>適用はありません。</p>

2 出入り口の制限

道路法	<p>新たに道路への出入口を設置する場合には、道路法に基づき道路管理者の承認を受けてください。</p> <p>詳しくは、行田市建設部道路治水課へお問い合わせください。</p>
出入口の設置場所及び切下げ工事	<p>新たな出入口の設置に伴う歩道等の改修は、譲渡企業の責任（負担）において施工してください。</p> <p>詳しくは、行田市建設部道路治水課へお問い合わせください。</p>

3 緑地等の確保

建築物の緑化率の最低限度	<p>地区計画による建築物の緑化率の最低限度が次のとおり定められています。</p> <p>建築物の緑化率の最低限度は敷地面積の20%です。</p> <p>ただし、行田市工場立地法地域準則条例に係るもの及び、地区計画の決定告示日において、電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除きます。</p> <p>「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑化を要する面積について、建蔽率に応じた基準があります。また、接道部の緑化及</p>
--------------	--

	び高木植栽本数について、基準があります。
工場立地法適用企業	<p>行田市工場立地法地域準則条例により緑地面積率、環境施設面積率及び重複する緑地の参入上限値について次のとおり定められています。</p> <p>製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積9,000㎡以上、又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の工場等は、工場立地法が適用されます。緑地の面積を敷地面積の10%以上確保するとともに環境施設面積を含めて敷地の15%以上を確保してください。また、重複する緑地の算入率は50/100以内です。</p> <p>詳しくは、行田市環境経済部商工観光課へお問い合わせください。 なお、本区域は「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(緑化基準)は、適用除外です。</p>
緩衝緑地	<p>地区計画により緩衝緑地帯を幅員10m以上配置することが必要となります。</p> <p>ただし、車両等の出入口、門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないものについてはこの限りではありません。(緩衝緑地帯2号を除く。) 緩衝緑地帯の場所を変更することはできません。</p> <p>なお、幅員1/2以上の部分については、成木時で4m以上となる在来種の樹木を植栽し、周辺の田畑の営農に配慮しつつ、高木植栽空間の維持・保全を図ってください。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。</p>

4 給水

上水道	<p>行田市が供給する水道が使用できます。工業用水道ではありません。水道料金のほか、申請時に口径別加入金等がかかります。給水装置工事は、行田市指定給水装置工事業者に依頼してください。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部水道課にお問い合わせください。</p>
工業用水道	工業用水道はありません。

5 排水の処理

生活排水及び工場排水	<p>公共下水道への接続は、譲渡企業等のご負担で設置してください。</p> <p>生活排水は、公共下水道へ接続してください。</p> <p>工場排水は適切に処理した上で、公共下水道へ接続してください。</p>
------------	--

	<p>特定施設及び除害施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに下水道課へ届出を行ってください。</p> <p>受益者負担金の納付が必要になります。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部下水道課へお問い合わせください。</p> <p>事業所等の建設及び操業において、自らの責任において適切な排水処理設備を設置し、公害を未然に防止する措置を積極的に行うようにしてください。また、事故等が発生した場合に備えて、生活排水及び工場排水が事業場敷地外に流出することがないように、適切な対策を講じてください。</p>
雨水排水	<p>雨水排水は、道路等の分譲地外に直接流出しないように排水の計画をし、雨水の宅内ますに適切に接続してください。</p> <p>事故等が発生した場合に備えて、雨水排水経路に生活排水及び工場排水が事業場敷地外に流出することがないように、適切な対策を講じてください。</p>

6 地下水の採取規制

地下水の採取規制	<p>埼玉県生活環境保全条例により、地下水採取について規制がありません。</p> <p>詳しくは、埼玉県東部環境管理事務所へお問い合わせください。</p>
----------	---

7 地区計画、環境保全等

地区計画	<p>建築物の建築等を行うときは、当該行為に着手する30日前までに地区計画の区域内における行為の届出が必要です。</p> <p>詳しくは、行田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。</p>
紛争の予防	<p>事業主は、事業計画を定めるときは、あらかじめ周辺へ及ぼす影響について検討し、紛争を未然に防止するために、利害関係者と協議し、支障が生じないように必要な措置を講じてください。</p>
環境保全	<p>工場等の建設及び操業にあたっては、環境に関する法令を遵守し、環境保全に努めてください。</p>
公害防止	<p>工場等の建設及び操業にあたっては、公害防止のための適切な措置を講ずるとともに環境に関する法令に基づく届出を提出してください。</p> <p>詳しくは、行田市環境経済部環境課又は埼玉県東部環境管理事務所へお問い合わせください。</p>

<p>土壌汚染対策法等による届出等</p>	<p>面積3,000㎡以上の土地を改変しようとする際は、工場の着手30日前までに土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例の規定による届出等が必要です。</p> <p>詳しくは、埼玉県東部環境管理事務所大気水質担当へお問い合わせください。</p>
<p>土砂の排出、たい積等</p>	<p>面積300㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行う場合は、行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による届出を行う必要があります。</p> <p>詳しくは、行田市環境経済部環境課へお問い合わせください。</p> <p>面積3,000㎡以上の土砂のたい積、又は体積500㎡以上の土砂の排出を行う場合は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」の規定により、許可又は届出の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>詳しくは埼玉県東部環境管理事務所廃棄物・残土対策担当へお問い合わせください。</p>
<p>事業系廃棄物の処理</p>	<p>事業に伴い発生する廃棄物は事業系廃棄物に該当するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者の責任において適正に処理をしてください。</p> <p>事業活動に伴って生じる廃棄物は、再生利用を積極的に行うとともに減量化に努め、自らの責任において適切に処理してください。</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する許可業者を自らの責任で決定し、書面で契約をしてください。また、マニフェストを使用し産業廃棄物の処理状況を把握してください。</p> <p>詳しくは、産業廃棄物に関しては埼玉県東部環境管理事務所廃棄物・残土対策担当、事業系一般廃棄物に関しては行田市環境経済部環境課へお問い合わせください。</p>

8 消防関係

<p>消防水利施設等</p>	<p>行田市消防本部消防総務課へお問い合わせください。</p>
<p>消防用設備等の設置について</p>	<p>行田市消防本部予防課へお問い合わせください。</p>
<p>危険物等の取扱いについて</p>	<p>行田市消防本部予防課へお問い合わせください。</p>

9 電力・電話

電力・電話の申込み	電力の供給・電話回線は、直接電力会社・通信会社等に申し込んでください。
電柱等	団地内への電力・電話を供給するための電柱等を分譲地内に設置しますので、御協力ください。

10 ガス

ガスは、直接ガス供給会社等に申し込んでください。

11 埋蔵文化財

文化財保護法	<p>当地区は埋蔵文化財包蔵地（北大竹遺跡）に該当しております。</p> <p>土地利用の際（土木工事等の掘削、杭打ち、土壌改良等での現地表面下に影響を及ぼす工事等）には、埋蔵文化財の保存について、行田市教育委員会教育部文化財保護課と事前協議が必要となります。</p> <p>掘削、杭打ち、土壌改良等の土木工事等を行う場合には、事前に記録保存のため発掘調査を行う必要が生じる可能性が高く、その際の発掘調査費用は、立地企業の負担となります。</p> <p>発掘調査の経費と時間の負担が発生し、経費と時間は予定される建物・外構工事等の規模と位置により異なります。</p> <p>詳しくは行田市教育委員会教育部文化財保護課へお問い合わせください。</p>
--------	--

12 その他

- 1 行田富士見工業団地の立地企業で構成する協議会への加入を検討してください。
- 2 行田市域の商工業者で組織している「行田商工会議所」への加入を検討してください。
- 3 この産業団地に隣接し保育所がございます。車両の通行に関しては、十分に注意するとともに、生活道路の通行を控えるなど保育所及び周辺住民の方へのご配慮をお願いします。

別表

行田若小玉地区地区計画 建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

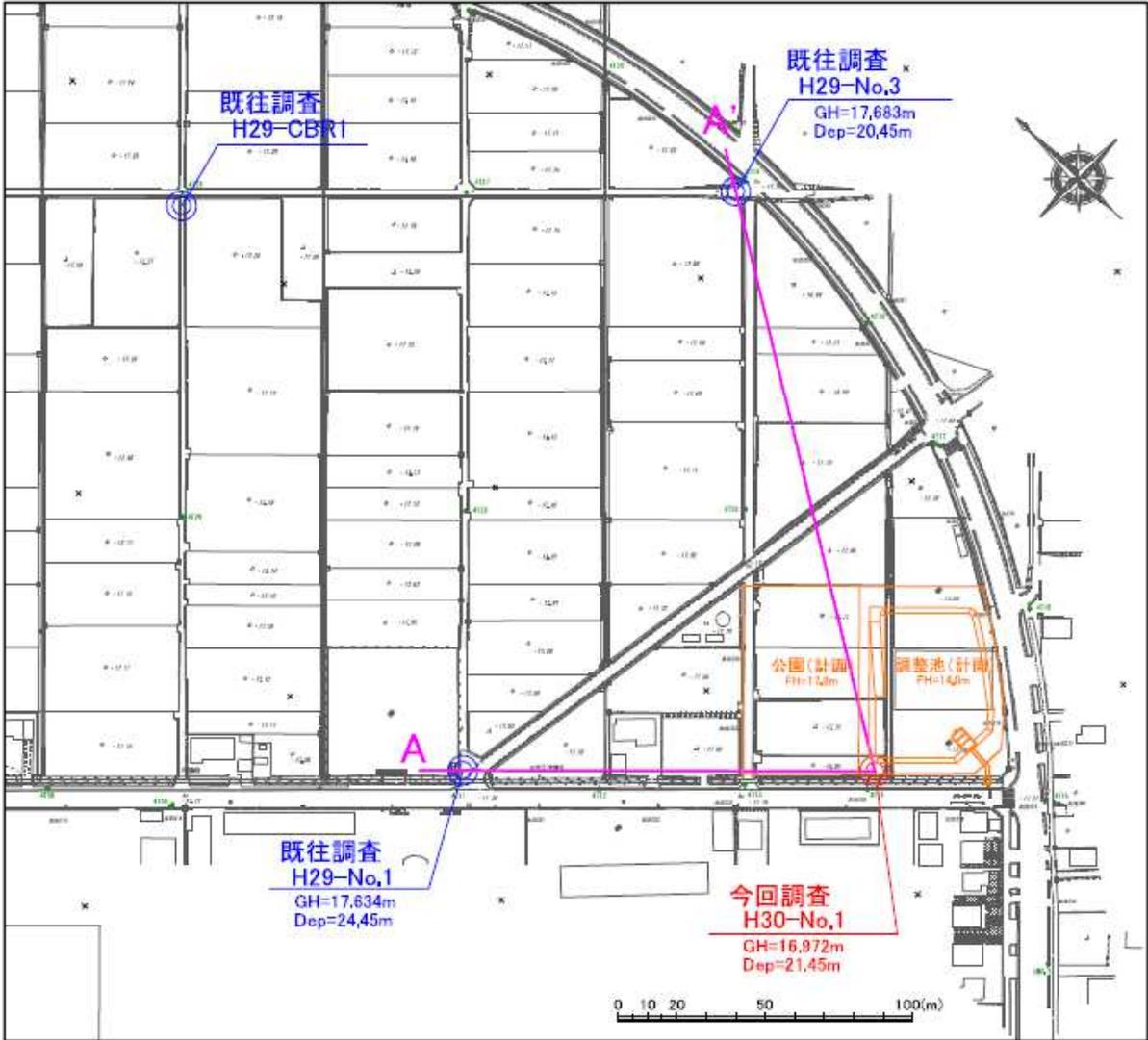
1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの
3. 共同住宅、寄宿舍(当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する寄宿舍を除く。)、
下宿
4. 老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの
5. 老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの
6. 保育所(当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する保育所を除く。)
7. 図書館、博物館、その他これらに類するもの
8. 物品販売業を営む店舗、又は飲食店(当該地区内の工場において製造・加工する製品を
主に販売又は提供する店舗で、その店舗部分が工場の用に供する建築物と一体であり、
かつその床面積が 200 m²以下のものは除く。)
9. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設
10. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これら
に類するもの
11. カラオケボックス、その他これに類するもの
12. 診療所
13. 畜舎
14. 自動車教習所
15. 神社、寺院、教会、冠婚葬祭場、その他これらに類するもの
16. 公会堂、集会場、その他これらに類するもの
17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、
産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物
18. レディーミクストコンクリートの製造を営む工場
19. 自動車修理工場
20. 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に
供するもの
21. 火葬・墓地管理業、死体安置所の用に供する建築物

参 考 資 料

- 1 地 盤 の 状 況
- 2 環 境 に 関 す る 法 令
- 3 融 資 制 度
- 4 補 助 制 度
- 5 税 制 度
- 6 関 係 機 関 一 覧 表

1 地盤の状況

○ 調査位置図



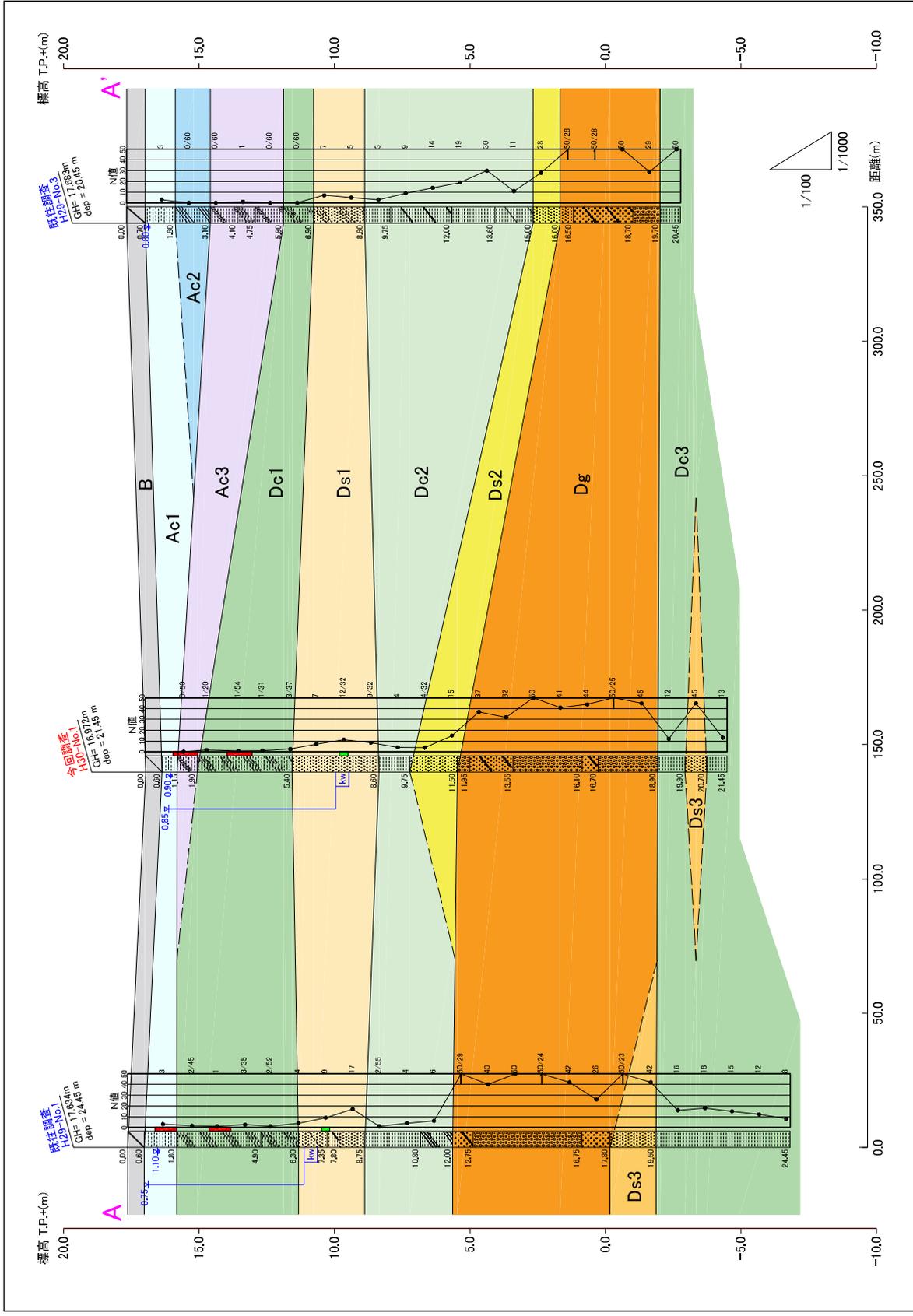
○ 地質層序

調査地の地質層序(H30-No.1 地点)

地質時代	地層名 (記号)	主な土質 (主な色調)	層厚 (m)	N値 (平均)	層相	
新生代 第四紀	現世	盛土・表土層 (B)	シルト (灰褐)	0.60	—	シルトを主体とする耕作土。 層下部に細砂を混入する。
	完新世	沖積第一粘性土層 (Ac1)	粘土 (暗灰)	0.55	—	斑状に酸化色(褐色)を帯び、色調は不均質である。 粘性は強く軟質で、水気は多い。
		沖積第三粘性土層 (Ac3)	有機質粘土 (黒褐)	0.75	0 (0,0)	腐植物を混入する。 粘性は強く、水気は多い。
	更新世	洪積第一粘性土層 (Dc1)	火山灰質粘土 (褐灰)	3.50	1~2 (1.5)	全体に火山灰質であり、団粒状に砕けやすい。微小なスコリア片を少量混入する。 層下部は粘性が強くなる。
		洪積第一砂質土層 (Ds1)	細砂 (褐灰)	3.20	7~11 (8.7)	全体に火山灰質で、粒径はやや不均一である。層中部にはシルトを層状に混入する。 層下部には粗砂を少量混入する。
		洪積第二粘性土層 (Dc2)	シルト (灰)	1.15	4 (4.0)	不規則に細砂を少量混入する。 腐植物を微量混入する。 粘性は中位、水気は中位。
		洪積第二砂質土層 (Ds2)	細砂 (暗灰)	1.75	4~15 (9.5)	粒径は不均一であり、灰色の浮石粒を混入する。 層下部には、所々でシルトを薄層状に混入する。
		洪積礫質土層 (Dg)	砂礫 礫混じり中砂 (暗灰)	7.40	32~60 (44.1)	砂礫と礫混じり砂の互層で構成される。 礫はφ3~15mm程度の垂円礫を主体とし、最大径はφ50mm程度である。 礫の混入量は不均質であり、礫径は層下部になるほど大きくなる。 礫間は細砂~粗砂が充填しており、全体に密に締まっている。
		洪積第三粘性土層 (Dc3)	シルト (暗緑灰)	2.55	12~13 (12.5)	層厚 0.80m の細砂(Ds3 層)を狭在する。 腐植物を微量混入する。 粘性はやや強く、水気は少ない。
		洪積第三砂質土層 (Ds3)	細砂 (暗灰)	0.80 (狭在)	45 (45.0)	Dc3 層中に狭在されている。 粒径は非常細かく均一である。 浮石を微量混入する。

※この層序表は、今回のボーリング調査結果(H30-No.1 地点)についてとりまとめたものである。

※N値 50 回以上もしくは貫入量 30cm 以上の実測 N 値については、換算 N 値を求めてとりまとめた。



地質想定断面図

2 環境に関する法令

工場等の施設を設置される際には、以下の関係法令等を遵守してください。

設置される施設によって基準等が異なり届出が必要な場合がありますので、詳細については、工事着手前に埼玉県東部環境管理事務所、行田市環境課又は下水道課へお問い合わせください。

※ 連絡先は、29ページを参照してください。

<p>1 大気</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・埼玉県生活環境保全条例 (低公害燃焼機器の普及促進に関する指針を含む。) ・工場・事業場に係る窒素参加物対策指導方針 ・埼玉県大気汚染緊急時対策要綱 ・埼玉県大気汚染緊急摘発性有機化合物対策要綱 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
<p>2 排水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・埼玉県生活環境保全条例 ・下水道法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
<p>3 騒音</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・埼玉県生活環境保全条例 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・行田市騒音規制法等に基づく規制地域及び規制基準 ・埼玉県生活環境保全条例による行田市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則
<p>4 振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法 ・埼玉県生活環境保全条例 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・行田市振動規制法等に基づく規制地域及び規制基準 ・埼玉県生活環境保全条例による行田市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則
<p>5 悪臭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法 ・埼玉県生活環境保全条例

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 行田市悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準
6 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例 ▪ 埼玉県温暖化対策推進条例
7 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） ▪ フロン類の使用の合理化及び管理の訂正化に関する法律（フロン排出抑制法） ▪ 埼玉県生活環境保全条例 ▪ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自り法）
8 土砂の排出及び たい積	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 ▪ 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
9 土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土壌汚染対策法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例
10 地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県生活環境保全条例
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ▪ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ▪ 容器包装リサイクル法 ▪ 埼玉県地球温暖化対策推進条例 ▪ 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（緑化基準） ▪ 埼玉県景観条例 ▪ 埼玉県景観計画 ▪ 屋外広告物法 ▪ 埼玉県屋外広告物法 ▪ 行田市環境基本条例 ▪ 行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

3 融資制度

●産業創造資金（産業立地貸付）

埼玉県では、工業団地等に進出したい企業に対し、土地の購入や工場等の建設に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付ける融資制度を設けております。

概要は、次のとおりです。

- 対象 ①県内に本社機能や工場、研究施設、物流施設などを新規に設置する企業
（中小企業者以外も対象）
②住居地域等にある工場などを工場適地へ全面移転する中小企業者
③公共事業に伴い事業所などを移転する企業（中小企業者以外も対象）
- 限度額 ①対象経費の70%以内で20億円
②、③ 2億円
- 期間 10億円以内：12年（据置2年）以内
10億円超：15年（据置2年）以内
- 資金使途 土地（条件あり）、建物、構築物の取得等に必要な資金。
創エネ設備、省エネ設備、蓄エネ設備の設置に必要な資金も、建物と一体として整備する場合は対象となります。

製造又は加工修理工程を形成する機械設備は融資対象外となります。

○融資利率 (％以内)

	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超15年以内
信用保証付き	1.2	1.3	1.4
信用保証なし	1.3	1.4	1.5

(令和5年2月1日現在) ※令和5年4月1日以降、変更となる可能性があります。

詳細は、埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当へお問い合わせください。

4 補助制度

埼玉県

●産業立地促進補助金

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内で新たに工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

制度の概要は次のとおりです。

《対象施設》

工場、研究所、流通加工施設、本社（創業もしくは県外から移転の場合）

《主な補助要件》

○規模

1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、建築面積500㎡以上の工場等を建築又は取得すること（本社の場合は、土地の取得要件なし）

※県内で事業所の移転を行う場合は、移転前と比較し、敷地面積1,000㎡、建築面積500㎡以上拡張すること

○操業期限

土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業を開始すること

※県企業局の産業団地の場合、土地の引渡し日から3年以内

○納期限

土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること

○新規雇用者※¹

【工場、研究所、本社】 5人以上※²

【流通加工施設】 10人以上、うち5人以上正規雇用

※¹ 新規雇用者とは、県内在住で雇用保険に加入している者

※² 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、1人以上

○届出

土地売買（借地）契約締結後、3か月以内に届出書類を提出すること

※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可

《補助対象経費》

土地・建物に係る不動産取得税相当額

《限度額》

1億円

※以下の分野に該当する事業を行う工場、研究所、本社を立地する場合は2億円（審査あり）

医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、
航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、
輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業

詳細は、埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当へお問い合わせください。

行田市

行田市の企業立地、奨励金交付制度があります。

詳細は、行田市環境経済部商工観光課へお問い合わせください。

5 不動産取得税

●不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した人に課税される県の税金です。

《納める額》

税額 = ①「不動産の価格」× 1/2 × ②「税率」となります。

- ①不動産の価格とは、宅地評価土地の場合は原則として市町村の固定資産課税台帳に登録された価格です。(農地評価土地の場合は固定資産課税台帳に登録された価格ではなく宅地並みに再評価した価格となります。)
- ②土地を取得した場合の税率は3%です。(令和6年3月31日までの取得について、令和4年4月現在)

《納める方法》

所有権移転登記後8か月から10か月頃に県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

詳細は、埼玉県行田県税事務所へお問い合わせください。

6 関係機関一覧表

関係機関	電話番号	所在地	
埼玉県企業局地域整備課	048-830-7110	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県地域整備事務所北部支所	048-598-7140	〒365-0028	鴻巣市鴻巣850
埼玉県行田県税事務所	048-556-5067	〒361-8503	行田市本丸2-20
埼玉県東部環境管理事務所	0480-34-4011	〒345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10
埼玉県産業労働部企業立地課	048-830-3800	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
行田市	048-556-1111 (代表)		
環境経済部商工観光課	0485-556-1111	〒361-8601	行田市本丸2-5
環境経済部環境課	048-556-9530	〒361-0031	行田市緑町13-12
都市整備部都市計画課	048-550-1550	〒361-0052	行田市本丸2-20
都市整備部建築開発課	048-550-1551	〒361-0052	行田市本丸2-20
都市整備部水道課	048-553-0131	〒361-0038	行田市前谷1-1
都市整備部下水道課	048-564-0303	〒361-0038	行田市前谷1-1
建設部管理課	048-550-1552	〒361-0052	行田市本丸2-20
建設部道路治水課	048-550-1553	〒361-0052	行田市本丸2-20
市民生活部危機管理課	0485-556-1111	〒361-8601	行田市本丸2-5
(教)教育部文化財保護課	048-553-3581	〒361-0052	行田市本丸2-20
行田市消防本部	048-550-2119 (代表)	〒361-0023	行田市長野4389-1
消防総務課	048-550-2119		
予防課	048-550-2121		
行田商工会議所	048-556-4111	〒361-0077	行田市忍2-1-8

お問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県企業局 地域整備課

TEL : 048-830-7123

E-mail : a7040-01@pref.saitama.lg.jp